

## 平成 1 6 年 第 1 回

### 東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

- 1 期 日 平成 1 6 年 2 月 2 6 日 ( 木 )
- 2 場 所 東京区政会館 本館 8 階大会議室
- 3 出席議員 ( 1 7 名 )
  - 2 番 中央区 石 島 秀 起
  - 5 番 文京区 東 村 昭 平
  - 6 番 台東区 堀 江 達 也
  - 7 番 北区 樋 口 万 丈
  - 8 番 荒川区 菅 谷 安 男
  - 9 番 品川区 築 館 武 雄
  - 1 0 番 目黒区 石 山 京 秀
  - 1 2 番 世田谷区 宍 戸 教 男
  - 1 3 番 渋谷区 丸 山 高 司
  - 1 4 番 中野区 山 崎 芳 夫
  - 1 6 番 豊島区 小 峰 博
  - 1 7 番 板橋区 秦 源 彦
  - 1 8 番 練馬区 中 島 力
  - 1 9 番 墨田区 出 羽 邦 夫
  - 2 0 番 江東区 榎 本 雄 一
  - 2 1 番 足立区 鹿 浜 清
  - 2 3 番 江戸川区 八 武 崎 一 郎
- 4 欠席議員 ( 6 名 )
  - 1 番 千代田区 鳥 海 隆 弘
  - 3 番 港区 佐 々 木 義 信
  - 4 番 新宿区 山 添 巖
  - 1 1 番 大田区 川 上 智 由
  - 1 5 番 杉並区 伊 田 と し ゆ き
  - 2 2 番 葛飾区 谷 野 せ い し ろ う
- 5 出席説明員
  - 副管理者 志 村 啓 文
  - 収入役 木 村 靖 男

監査委員	山本仁衛
総務部長	保持眞二郎
総務部参事	大室郁夫
施設管理部長	梅澤勝利
処理技術担当部長	茂中勉
計画推進部長	高橋幸雄
計画推進担当部長	薬師寺史良
建設部長	程塚繁
職員課長	鴨志田隆
財政課長	田島俊二

#### 6 出席議会事務局職員

事務局長	金子勇夫
事務局次長	辻本将紀
書記	飯田操
同	伊藤孝昭

#### 7 議事日程

日程第 1	会期決定について
日程第 2	一般質問について
日程第 3	議案第 1号 東京二十三区清掃一部事務組合組織条例の一部を改正する条例
日程第 4	議案第 2号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 3号 東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 4号 平成15年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第1号)
日程第 7	議案第 5号 平成16年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算
日程第 8	議案第 6号 平成16年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について
日程第 9	議案第 7号 港清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について

日程第 1 0 議案第 8 号 目黒清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について

日程第 1 1 議案第 9 号 有明清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について

日程第 1 2 議案第 1 0 号 新江東清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について

日程第 1 3 議案第 1 1 号 江戸川清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について

日程第 1 4 運営委員会の閉会中の継続調査について

## 8 追加議事日程

追加日程第 1 議案第 1 号 東京二十三区清掃一部事務組合組織条例の一部を改正する条例

追加日程第 2 議案第 2 号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 3 議案第 3 号 東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 4 議案第 4 号 平成 1 5 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第 1 号)

追加日程第 5 議案第 5 号 平成 1 6 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算

追加日程第 6 議案第 6 号 平成 1 6 年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について

追加日程第 7 議案第 7 号 港清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について

追加日程第 8 議案第 8 号 目黒清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について

追加日程第 9 議案第 9 号 有明清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について

追加日程第 1 0 議案第 1 0 号 新江東清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について

- 追加日程第 1 1 議案第 1 1 号 江戸川清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締について
- 追加日程第 1 2 平成 1 5 年陳情第 1 号 世田谷清掃工場建替え計画の見直しについての陳情
- 平成 1 5 年陳情第 2 号 焼却炉解体に関する指針の作成並びに焼却炉の解体時の環境と作業の安全を監視する第三者機関を設けることを求める陳情
- 平成 1 5 年陳情第 3 号 東京二十三区清掃一部事務組合及び議会のあり方についての陳情

開 会（午後 2 時 0 0 分）

鹿浜 清議長 ただいまから、平成 16 年第 1 回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第 112 条に基づき、議長より 18 番、中島力議員、19 番、出羽邦夫議員を指名いたします。

ここで、志村副管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

志村副管理者。

志村 啓文副管理者 副管理者を仰せつかっております志村啓文でございます。

本日、まことに申し訳ございませんが、管理者の出席がかなわなくなりました。恐縮には存じますが、私から平成 16 年第 1 回定例会の開催にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご参集を賜り、まことにありがとうございます。あわせて、日頃の本組合運営へのご理解とご協力に深く感謝申し上げます。

さて、本組合は、皆様の日頃のご指導をもちまして、間もなく発足 5 年目を迎えることとなります。この第 1 回定例会におきまして、5 年目の活動の裏付けとなります平成 16 年度一般会計予算につきまして、ご提案申し上げますところでございます。あわせて平成 16 年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について、平成 15 年度一般会計補正予算についてご提案いたします。

このほか、東京二十三区清掃一部事務組合組織条例の一部を改正する条例など 3 件の条例の一部改正について、並びに 5 件の契約締結につきましてご提案いたします。

平成 16 年第 1 回定例会にご提案いたします議案は、これら 11 件でございます。議案のそれぞれにつきましては、後ほどご説明いたしますが、何とぞご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして私の発言を終わらせていただきます。ありがとうございました。

鹿浜 清議長 以上で副管理者のあいさつは終わりました。

次に諸般の報告を事務局長にいたさせます。

金子事務局長 ご報告申し上げます。

- 1 平成16年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の招集について
- 2 議案の送付について
- 3 議事説明員について

以上の3件につきましては、お手元に文書の写しがございますので、内容の朗読を省略させていただきます。

なお、本日、欠席の届がありました議員は6名です。

鹿浜 清議長 次に、例月出納検査の報告が、監査委員から議長あてに提出されておりますので、事務局長に報告をいたさせます。

金子事務局長 お手元に平成15年11月、12月分の例月出納検査結果報告書の写しをお配りしてございますので、写しの配付をもってご報告とさせていただきます。

鹿浜 清議長 日程第1を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第1 会期決定について

鹿浜 清議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、会議規則第4条第1項第1号の規定により、本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第2 一般質問について

鹿浜 清議長 質問の通告がありますので、通告の順に従い、順次これを許します。

7番、樋口万丈議員。

樋口 万丈議員 それでは私の方から溶融スラグの問題につきまして、質問をいたしたいと思います。

ご存じのように、焼却灰を溶融し、スラグとすることは、埋立て処分場の今後の延命化あるいはスラグの有効活用によりまして、天然資源の削減等、極めて重要であることは皆さんご承知のとおりであります。組合の計画では、焼却灰の溶融施設の整備を進めておくことは存じておりますし、計画では平成19年度の世田谷工場の建設建替えの完了をもって全量の溶融処理態勢ができると、こういうことであります。そうしまして、今後大量のスラグが生産されるようになっておると思っております。このような中で、いわゆる焼却灰溶融スラグの積極的な活用は組合にとっても、最も緊急で重要な課題であると思っております。

そこで溶融スラグの活用状況、あるいは今後の組合の取り組みと、その他につきまして質問したいと思います。

よろしく願いいたします。

鹿浜 清議長 保持総務部長。

保持 眞二郎総務部長 樋口議員の溶融スラグにつきましての2点のご質問にお答えを申し上げます。まずスラグ活用につきましての取り組み全般につきましてご答弁を申し上げます。

当清掃一部事務組合におきましては、ご指摘のようにダイオキシン類対策、あるいは埋立て処分場の延命化を目的といたしまして、焼却灰の全量溶融、スラグ化を目指しまして、一般廃棄物処理基本計画に基づく灰溶融施設の整備を進めているところでございます。現在、板橋清掃工場及び多摩川清掃工場の溶融施設が稼働しておりまして、このほか、足立、大井、葛飾、中防の4つの灰溶融施設を建設中でございます。次年度に発注を予定しております、世田谷清掃工場の建替えが完了いたします平成19年度には、区部の清掃工場の焼却灰の全量溶融処理が可能となりまして、スラグの生産量につきましては、ご指摘のとおり、年間約26万トンになると見込んでおります。またこのほか、既に稼働しております大田工場の灰溶融施設につきましては、年間約3万トンのスラグが生産されておりまして、埋立て処分場の整備資材として利用をしているところでございます。

このスラグの利用に関しましては、これまで主な取り組みということでございますけれども、このスラグが天然の砂と性状が類似しておりますこ

とから、砂の代替品として建設資材等に利用する、そのことを目指しまして、まず平成13年度には、安全性あるいはその材質に関します品質管理基準を定めたところでございます。平成14年度には「溶融スラグの利用に関する事業計画」を策定いたしまして、この中で、安定供給のための貯留施設の整備、あるいはスラグの販売価格、また年度ごとの利用目標量を定めたところでございまして、焼却灰の全量溶融が可能となります19年度以降には、ほぼ全量を建設資材等に有効利用することとしております。

さて、有効利用の現況でございますけれども、これは本年1月末までの15年度の実績でございます。まず当組合におきましては、足立清掃工場の外構工事に利用をさせていただいております。それから二十三区関係につきましてもご協力いただきまして、これは無償で供給させていただいておりますけれども、港区・目黒区・板橋区・練馬区・足立区さんで道路工事、それから特別区協議会の自治会館建設工事などで有効活用をさせていただいているところでございます。それから国の関係でございますが、国土交通省の荒川下流域スーパー堤防整備事業におけます土質改良材としての利用などをしていただいております。これらによりまして、今年度1月末までに合計約1万6,000トンのスラグの有効活用を図ってまいったところでございまして、この数字でございますけれども、板橋、多摩川清掃工場におけますスラグ、灰溶融施設からのスラグの約55%が有効利用された、このような結果に現在なっております。

次に、今後の取り組みについてでございますけれども、まず、第1に、私ども当組合におきましては、プラント更新工事などで積極的に利用してまいります。それから、二十三区さんにつきましても、各区の土木関係部門の方々と連携を強化いたしまして、工事等への利用を引き続き要請してまいります。また、東京都、それから国への利用を今後とも要請してまいりますとともに、資材関係団体、それから企業など民間に対しましても積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

この間行ってまいりました二十三区さんや民間企業団体などへの利用者への働きかけの中で、さまざまな意見・要望をいただいております。それらのスラグの有効活用につきましてのご意見・要望につきましては、試験施工の拡大や用途開発の実施、それから国や都が進めておりますJIS化、それからグリーン調達など基準化への積極的な対応あるいは働きか



け、それからスラグに含まれますひげ状物質、いわゆる針状物質の改善をするなどの努力に努めてまいります。

それから、区民の方や事業者に対しまして、このスラグの理解を深めていただきますために、PRコーナーの設置なども計画しているところでございます。

それから、利用促進を強化いたしますために、私ども組織の中で、スラグ利用促進担当課長の配置も行ってまいりたいと考えております。

以上のような今後の取り組みを進めますために、平成16年度予算におきましては約2,700万円を計上いたしまして、このスラグの利用の促進を図ることとしております。

以上でございます。よろしく願います。

鹿浜 清議長 よろしいですか。どうぞ。

樋口 万丈議員 ご答弁をいただきました。確かにいろんな形でこれからスラグの有効活用については、考えていかなきゃいけないだろうと思っておりますが、その中で、今ご答弁をいただいた中で、いわゆる現在の状況という中で、それでは全国的なスラグの発生量や状況ということはどうなっているのか。それと同時にやはり全国の自治体に対しましても、連携していくことが重要ではなからうかというようなこともあります。そこら辺のところのご意見がありましたら、お願いしたい。

それからもう一つは、お答えの中に民間団体に対していろんな形でアプローチをしているということはお聞きしましたが、いわゆるこの砂などといいますか、スラグですけれども、これの流通コストということが非常に大きな問題というふうに伺っております。そうしたことにおきまして、民間のノウハウをお聞きするということが大変重要な課題ではなからうかなと思います。そのこと。

それから最後に、予算が2,700万円と、こういうことで今お聞きしましたが、おわかりになればこの2,700万円の内訳を、わかれば聞かせいただきたいと思っております。

鹿浜 清議長 保持総務部長。

保持 眞二郎総務部長 お答えいたします。まず第1点でございます。スラグにつきましての全国的な状況、発生量あるいは利用状況についてでございます。日本産業機械工業会、社団法人でございますけれども、ここが毎年実施し

ております調査によりますと、平成13年度の全国のスラグ発生量は約21万トンでございます、これが平成26年度には約100万トンに達すると見込まれております。有効利用率でございますけれども、これは地域差は大きいものがございますけれども、1997年度が29%でございますものが、2001年度には約52%、利用量につきましては約9万2,000トンとなっております。このスラグの利用の主な用途でございますけれども、道路用資材、それから埋め戻し資材、それから埋立て資材などございまして、その実態を見ますと、特定の企業等が利用を進めている、あるいは用途面が限られている、あるいは利用が一時的であるなど、まだまだ幅広く利用されている状況ではございませんで、本格的な利用というのはこれからであると、この調査におきましてはそのようなことが言われております。なお、この日本産業機械工業会でございますけれども、約100団体が参加を……、失礼しました。全国的なスラグの発生量及び利用状況につきましては以上でございます。

それから次に民間のノウハウの活用というものが、今後スラグの有効利用を進めていく上でその導入が必要ではないかということにつきましてのご質問についてでございますけれども、建設資材の中で砂などの土木資材の価格と申しますものが、この砂などの土木資材の価格におきましては、流通コストが大きな割合を占めております。このため、このスラグの利用に当たりましては、民間の資材流通ルートや販売体制を活用いたしまして、より安く効率的な物流システムをつくることが重要であると考えられます。今後自治体での利用やJIS化などによりまして、スラグの社会的な認知も一層進むものと考えておりまして、ご指摘のとおり、建設資材関係団体、それから企業などとの情報交換や連携を密にすることによりまして、民間のノウハウを活用したスラグの幅広い利用を目指していきたいと、このように考えております。

それから3点目、最後でございますけれども、16年度予算に2,700万円計上させていただいておりますけれども、その内訳でございますが、3つ大きく分かれておりまして、一つは、利用事例を今後積み重ねてまいります。それから新たな材料としての活用を図っていくということで、その評価、これを実施する必要があるということございまして、そのためのスラグを利用した工事の施工についての追跡調査、それからスラグの埋

め戻し材料としての評価調査を行うこととしております。それぞれ170万円、あるいは500万円余を予定をさせていただいております。

それから二つ目でございますけれども、スラグの品質の改善のための予算を計上させていただいております。先ほど申しましたひげといいますか、針状物質の低減策の調査、これに1,700万円を計上させていただいております。

それから三つ目は、この区民の方や事業者の方にスラグに対しての理解を深めていただくためのPR関係の予算といたしまして、例えばPRコーナーの設置でございますとか、いろんな資料の作成あるいはホームページの作成、それからPR用グッズの作成などの予算を組ませていただいております。合計約2,700万円を計上させていただいております。

よろしく願い申し上げます。

鹿浜 清議長 よろしいでしょうか。どうぞ。

樋口 万丈議員 ご答弁ありがとうございました。組合の取り組みを答弁いただきましたが、いわゆるスラグのこれからの利用に当たっては本当に安全であること、これは当然であります。いわゆる先ほどお聞きしましたように建設資材としての流通ルートの活用、これはいろいろPRということも兼ねまして、民間の知恵も取り入れて、できる限り簡便に利用しやすい仕組みをつくっていくことが重要だろうというふうに思っております。この以上のような観点を踏まえまして、今後とも一層利用促進をしていただきたいなというふうに望むところであります。同時にまた、我々区側に関係する者といたしましても、その利用についてはPR等も徹底していくようでございますから、積極的に取り組み方法等を考えていかなければいけないだろうというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

鹿浜 清議長 要望でよろしいでしょうか。

樋口 万丈議員 はい。

鹿浜 清議長 ご苦労さまでした。

では、次に12番、宍戸教男議員。

宍戸 教男議員 それでは世田谷区の宍戸でございますが、通告に基づきまして質問させていただきたいと思っております。

世田谷清掃工場の建替えも平成16年度、いよいよ本体工事に着手する

ことになるわけですが、世田谷区議会としても改めて、ガス化溶融炉についてその安全性、最近の動き等を勉強する必要があるということで、1月28日に専門家を招いて、全議員を対象にした勉強会を開催したところであります。その中で例えば1、ストーカ炉に代表される従来方式とガス化溶融炉との比較では、どちらかに特に優位性があるということではなく、自治体の判断であるということ。2、ヨーロッパなどでは、独立採算制で運営されているところもあり、発電や熱を売る等、資金を確保するためにいろいろな処理方法を工夫しているということ。3、コストに関しては、ストーカ炉でさえ工場ごとの格差が大きく、補修費を含めた総合契約方式が検討されていること。またガス化溶融炉に関しては安定的な稼働には、1、ごみ質低下への対応が課題であること。2、ヒューマンエラーへの対応として、設備教育・訓練の両面での処置が重要であること。3、ランニングコストをはっきり出すには、もうしばらく実績を重ねる必要があること。4、施設にはメーカーにより差があり、きちんとした運転管理が重要であることなどのようなさまざまな話を聞くことができ、大分理解を進めることができました。

そこで改めてガス化溶融炉の導入に当たって2点質問したいと思います。まずガス化溶融炉の将来の安定稼働に向けた安全性に関してお尋ねいたします。前回の安全性の質問に対する答弁では、ガス化溶融炉方式に起因するトラブルは起きていないとのことでしたが、先行する30施設についても、技術力の蓄積については、差も出てきていると聞いております。世田谷清掃工場の本体工事に向けた準備も進んでいると思いますが、人口密集地域に建設するという、大都市特有の事情を踏まえ、技術力を確実に積み上げてきた信頼性あるメーカーの確保について、お考えを伺いたいと思います。

次に情報提供についてお尋ねします。先ほどご紹介した勉強会においても、ガス化溶融炉はまだ実績が少なくデータも十分ではない段階にあるとお話でありました。世田谷清掃工場建替え事業は平成19年度末に竣工の予定であり、その間さまざまな実績が得られるわけですから、安定稼働に関する事、ランニングコストに関する事などを始め、二十三区内に初めて導入されるガス化溶融炉であることから、これに関する情報はあらゆる機会を通じて積極的かつ速やかに提供し、区民の理解を得ることが大

変重要と考えますが、この点についてお考えを伺いたいと思います。

鹿浜 清議長 程塚建設部長。

程塚 繁建設部長 ただいまの宍戸議員の信頼性あるメーカーの確保と、ガス化溶融炉に関する情報提供についてのご質問にお答えいたします。

まず、お答えの前に世田谷清掃工場建替え工事の進捗状況について若干説明させていただきます。

解体工事につきましては、現在プラント設備の解体工事中でございます。全体の4割方進捗しております。今後プラント設備解体終了後、工場建屋の解体に取りかかり、本年11月の完了予定となっております。建設工事につきましては、本議会で予算をご審議いただき、本年5月に入札を行い、6月の議会でご承認をいただき、契約を締結し着工する予定でございます。竣工は平成19年12月の予定となっております。

それでは、1点目のご質問についてでございます。世田谷清掃工場建設工事の入札参加申し込みに当たっては制限付き一般競争入札とし、入札参加希望メーカーに対して、ガス化溶融施設の建設実績や安定運転の実績などの一定の条件を設け、この条件を満足しているかどうかの確認を行っております。この時点で、一定の実績を持ったメーカーを確保できたものと考えております。さらにこの条件を満たしたメーカーに対して、世田谷清掃工場建設工事の設計仕様書に基づいた技術審査資料、これは設計図書類なんです。これを提出させまして、清掃一組内に設置する副管理者を長とする部長級で構成する「ごみ処理施設選定委員会」において、現在技術能力などの確認を行っているところでございます。

これらのことにより、ガス化溶融施設の実績、技術能力などに対して信頼性のあるメーカーの確保ができるものと考えております。

次に2点目のご質問、情報提供についてでございます。導入予定のガス化溶融炉につきましては、建替計画の説明会や環境影響評価手続における説明会などを通じてご説明してまいりました。また、地元住民代表、世田谷区、当組合の三者で構成する「世田谷清掃工場建設協議会」において、ガス化溶融炉の基本的構造や他の自治体における導入の実績などの最近の事例を踏まえてご説明しております。その内容は協議会開催の都度発行する広報誌「建協だより」を通じて、地元住民の皆様にはお知らせしているところでございます。この「建協だより」はインターネットを通じて当組

合のホームページでもごらんいただくことができます。

今後とも、この建設協議会を事業の節目節目に開催するとともに、「建協だより」の内容もより一層充実したものにまいります。さらに、この秋、建設工事の着工前に工事の住民説明会を開催し、導入されるガス化溶融炉の具体的情報を含めて工事の詳細をご説明する予定でございます。

ご質問の趣旨を踏まえ、地元住民の皆様が理解が得られるよう、あらゆる機会をとらえ、積極的かつ速やかな情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

鹿浜 清議長 どうぞ。

穴戸 教男議員 答弁の中にもありましたように、ガス化溶融炉の将来の安全稼働に向けた安全性の確保については十分に調査し検討していただきたいと思っております。

それからもう一点ですが、地元住民の理解を得られるようにあらゆる機会をとらえ、積極的かつ速やかな情報提供に努めていただきたいということをご再度申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

鹿浜 清議長 ご苦労さまでした。ほかに発言の通告がありませんので、以上で一般質問を終了いたします。

次に日程第3から日程第5までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第3 議案第1号 東京二十三区清掃一部事務組合組織条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第2号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第3号 東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

鹿浜 清議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

志村副管理者。

志村 啓文副管理者 議案第1号から議案第3号までにつきまして、提案理由並びにその内容を一括してご説明申し上げます。

まず議案第1号、東京二十三区清掃一部事務組合組織条例の一部を改正

する条例でございます。この条例は、管理者の権限に属する事務を処理するために設けられております組織の変更に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容としましては、施設整備計画を進めてまいりました「計画推進部」と「建設部」を統合して、「施設整備部」とするものでございます。施行日は、本年4月1日といたします。

次に議案第2号、東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。常勤副管理者と収入役の給料月額につきまして、現在、約3%を引き下げる条例を施行中ですが、この特例期間を、各区の財政状況や相次ぐ特別職の給与抑制などの事情を考慮し、延長するものでございます。改正の内容といたしましては、特例措置の期限を「平成16年3月31日」といたしておりましたものを、1年間延長し「平成17年3月31日」にするものでございます。

続きまして議案第3号、東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。非常勤職員の公務災害補償につきましては、条例を定めて実施することとされております。本条例は、この非常勤職員の公務災害補償について規定したものでございますが、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、常勤職員との均衡を図るために改正するものでございます。内容といたしましては、公務災害補償を受けようとする者が虚偽の報告等を行った場合に適用する罰金の上限額を、「10万円」から「20万円」に改めるものでございます。なお、この条例の施行につきましては、公布の日を予定しております。

以上が、これらを提案いたしました理由並びに内容でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

先ほど組織改正の絡みで申し上げました、「計画推進部」と「建設部」を統合して「施設整備部」と申し上げましたが、「施設建設部」でございます。

以上でございます。

鹿浜 清議長 ご苦労さまです。以上で提案理由の説明は終わりました。ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 質疑がありませんので、所管の総務・事業委員会に付託いたします。  
次に、日程第 6 から日程第 8 までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 6 議案第 4 号 平成 15 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正  
予算（第 1 号）

日程第 7 議案第 5 号 平成 16 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算

日程第 8 議案第 6 号 平成 16 年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金に  
ついて

鹿浜 清議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

志村副管理者。

志村 啓文副管理者 議案第 4 号から議案第 6 号につきまして、一括してご説明申  
し上げます。

初めに議案第 4 号、平成 15 年度一般会計補正予算についてでございます。  
平成 15 年度補正予算は、平成 16 年度に予定しておりました国庫補  
助対象の施設整備事業の一部を、15 年度に前倒しして計上するとともに、  
平成 14 年度繰越金をもとに、将来の各区の負担増を抑制するため、財政  
調整基金への積立てを行うことを事由とするものでございます。

お手元の「平成 15 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予  
算（第 1 号）」をご覧くださいと存じます。3 ページをお開き願いま  
す。

まず、予算総則でございますが、第 1 条は歳入歳出予算の補正ござい  
ます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ 92 億円を追加し、歳入歳出予算  
の総額をそれぞれ 791 億 1,400 万円と定め、その款項の区分ごとの  
金額につきましては、「第 1 表歳入歳出予算補正」のとおり定めるもので  
ございます。

第 2 条は、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越し  
て使用することができる経費を、「第 2 表繰越明許費」のとおり定めるも  
のでございます。

第 3 条は、債務負担行為の補正でございます。変更について、「第 3 表  
債務負担行為補正」のとおり定めるものでございます。



第4条は、組合債の補正でございます。変更及び廃止について、「第4表組合債補正」のとおり定めるものでございます。

4ページ、5ページをお開き願います。第1表は、歳入歳出予算補正の款項の区分ごとの金額でございます。歳入歳出とも補正額は92億円の増額で、補正後の予算額は791億1,400万円となり、補正前の額に対し13.2%の増となっております。

補正内容の主な点につきまして、まず歳入からご説明申し上げます。第2款使用料及び手数料は、持込ごみ等の搬入実績の減少により、11億9,200万円を減額するものでございます。

第3款国庫支出金は、53億8,281万2,000円の増額でございます。これは、大井清掃工場等のプラント更新事業の一部について、国の要請にこたえて、16年度から15年度に事業を前倒しすること等によるものでございます。

第5款繰越金は、前年度からの繰越金と当初計上額との差、26億874万9,000円を増額するものでございます。

第6款諸収入につきましては、電力エネルギー売払収入等の実績増により、1億6,060万2,000円の増額となっております。

第7款組合債は、国の要請による施設整備の前倒し実施に伴い、適債事業費が増加するため、22億3,400万円を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。第3款清掃費は、52億7,706万1,000円の増額でございますが、これは、第1項清掃費につきまして、職員費及びその他の経費の年度末までの執行見込みを精査し、30億1,651万8,000円を減額する一方、第2項施設整備費については、国の要請による事業の前倒し実施等により、82億9,357万9,000円を増額することによるものでございます。

第5款諸支出金は、各区の後年度負担を抑制するため、財政調整基金積立金41億3,992万9,000円を増額するものでございます。

6ページをお開き願います。第2表繰越明許費は、大井清掃工場プラント更新事業について、年度内の執行が困難な経費、67億982万5,000円について、翌年度へ繰り越すものでございます。

第3表は、債務負担行為補正でございます。これは、有明ほか3清掃工場の飛灰搬出設備整備事業につきまして、工期や、整備内容の変更等によ

り、期間及び限度額を変更するものでございます。

右7ページをご覧ください。

第4表は、組合債補正でございます。施設整備にかかる国庫補助対象事業の前倒し等により、5件の変更と1件の廃止を行うものでございます。

続きまして議案第5号、平成16年度一般会計予算についてでございます。お手元の「平成16年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算」をご覧ください。

3ページをお開き願います。予算総則でございます。第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ826億9,200万円と定め、その款項の区分ごとの金額を、「第1表歳入歳出予算」のとおり定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額について、「第2表債務負担行為」のとおり定めるものでございます。

第3条は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、「第3表組合債」のとおり定めるものでございます。

第4条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を、200億円と定めるものでございます。

4ページ、5ページをお開き願います。第1表は、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額でございます。前年度と比べまして、127億7,800万円、率にしまして18.3%の増となっております。この理由といたしましては、大井清掃工場等のプラント更新工事の本格化や、世田谷清掃工場の建設着工等による施設整備費の大幅増、また、平成13年度に起債いたしました組合債の元金償還の開始等による公債費の増が主なものでございます。また、施設整備費の増に伴い、その特定財源である国庫支出金及び組合債について増額計上することになりました。

この予算内容の主な点をご説明申し上げます。まず、歳入の内容でございますが、第1款分担金及び負担金の予算額は、386億9,384万8,000円でございます。このうち、各区からいただきます特別区分担金は、第1項分担金の386億9,343万4,000円でございます。前年度と比べ6,676万5,000円、0.2%の減となっております。

第2款使用料及び手数料は、持込ごみにかかる廃棄物処理手数料など、160億6,178万7,000円でございます。

第3款国庫支出金の60億1,353万8,000円は、廃棄物処理施設整備費補助金など清掃工場等の建設整備にかかる国庫補助金でございます。

第6款繰入金は、財政調整基金からの繰入金で、28億円を新規に計上するものでございます。

第7款繰越金は、前年度と同額の3億円を計上しております。

第8款諸収入は、エネルギー売払収入など、41億1,346万8,000円でございます。

第9款組合債は、清掃工場等の整備にかかる起債見込額146億8,500万円でございます。

次に、歳出の主な内容でございます。

第2款総務費は、本庁職員、再雇用職員の人件費及び本庁管理などの総務管理費並びに監査委員費で45億1,030万4,000円でございます。

第3款清掃費は、ごみ焼却費、不燃・粗大ごみ処理費及び、し尿処理費などの清掃費並びに清掃工場整備費などの施設整備費で728億4,436万3,000円でございます。前年度に比べ96億2,327万2,000円、率にして15.2%の増となっておりますが、これは、プラント更新等に要する施設整備費が大きく増加したことによるものでございます。

第4款公債費は、組合債の元利償還金及び一時借入金等の利子として、50億2,669万9,000円を計上しております。前年度に比べ30億8,699万8,000円、159.1%の大幅増となっております。これは、平成13年度に借り入れました組合債の元金償還が16年度より始まること等によるものでございます。

6ページをお開き願います。

第2表は、債務負担行為の内容でございます。世田谷清掃工場建設事業など10事業で、限度額の合計は230億5,500万円でございます。

第3表は、組合債でございます。起債の目的は、世田谷清掃工場建設事業など15事業で、限度額の合計は146億8,500万円でございます。

続きまして、議案第6号、平成16年度東京二十三区清掃一部事務組合

経費分担金については、当組規約第16条に基づき、分担金の総額を386億9,343万4,000円と定め、各区分担金の算出方法、納付方法等について定めるものでございます。

以上が、これらを提案いたしました内容でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

鹿浜 清議長 以上で提案理由の説明は終わりました。ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 質疑がありませんので、所管の財務委員会に付託いたします。

次に、日程第9から日程第13までを一括議題といたします。

〔事務局朗読〕

日程第 9 議案第 7号 港清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について

日程第10 議案第 8号 目黒清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について

日程第11 議案第 9号 有明清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について

日程第12 議案第10号 新江東清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について

日程第13 議案第11号 江戸川清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について

鹿浜 清議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

志村副管理者。

志村 啓文副管理者 議案第7号から議案第11号までの5件につきまして、提案理由並びにその内容を一括してご説明申し上げます。

本案5件は、いずれも、東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案したものでございます。

これら5件とも清掃工場の焼却灰溶融のために飛灰搬出設備を整備する工事でございます。

まず議案第7号、港清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結についてでございます。契約金額は9億2,400万円。契約の方法は随意契約によるもので、契約の相手方は東京都港区港南二丁目16番5号、三菱重工業株式会社代表取締役、佃和夫。代理人、東京都港区港南二丁目16番5号、三菱重工業株式会社環境ソリューション部長、安藤博夫でございます。

次に議案第8号、目黒清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結についてでございます。契約金額は5億85万円。契約の方法は随意契約によるもので、契約の相手方は東京都千代田区丸の内一丁目1番2号、JFEエンジニアリング株式会社代表取締役社長、土手重治。代理人、東京都千代田区丸の内一丁目1番2号、JFEエンジニアリング株式会社環境第一営業部長、吉田佳司でございます。

続きまして議案第9号、有明清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結についてでございます。契約金額は9億6,600万円。契約の方法は随意契約によるもので、契約の相手方は東京都港区港南二丁目16番5号、三菱重工業株式会社代表取締役、佃和夫。代理人、東京都港区港南二丁目16番5号、三菱重工業株式会社環境ソリューション部長、安藤博夫でございます。

4件目になります議案第10号、新江東清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結についてでございます。契約金額は14億3,850万円。契約の方法は随意契約によるもので、契約の相手方は兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目2番33号、株式会社タクマ取締役社長、西田常男。代理人、東京都中央区日本橋一丁目2番5号、株式会社タクマ東京支社常務取締役支社長、市川南でございます。

最後の議案第11号でございます。江戸川清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結についてでございますが、契約金額は6億3,000万円。契約の方法は随意契約によるもので、契約の相手方は東京都千代田区丸の内一丁目1番2号、JFEエンジニアリング株式会社代表取締役社長、土手重治。代理人、東京都千代田区丸の内一丁目1番2号、JFEエンジニアリング株式会社環境第一営業部長、吉田佳司でございます。

以上が、これらを提案しました理由並びに内容でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鹿浜 清議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 質疑がありませんので、所管の財務委員会に付託いたします。

この際、付託案件の委員会審査のため暫時休憩いたします。

休 憩（午後 2 時 5 0 分）

再 開（午後 3 時 5 1 分）

鹿浜 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。総務・事業委員会の審査が終了した議案第 1 号から議案第 3 号までの 3 議案及び財務委員会の審査が終了した議案第 4 号から議案第 11 号までの 8 議案並びに総務・事業委員会の審査が終了した陳情の計 12 件を、本日の日程に追加し、先議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号外 11 件を本日の日程に追加し、先議することに決定いたしました。

追加日程第 1 から追加日程第 3 までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第 1 議案第 1 号 東京二十三区清掃一部事務組合組織条例の一部を改正する条例

追加日程第 2 議案第 2 号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 3 議案第 3 号 東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

鹿浜 清議長 本案については、委員会の審査報告書をお手元に配付のとおりであります。

総務・事業委員会の審査結果について、報告を求めます。

石島総務・事業委員長。

石島 秀起総務・事業委員長 ただいま議題となりました議案第1号、東京二十三区清掃一部事務組合組織条例の一部を改正する条例、議案第2号、東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号、東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、総務・事業委員会を代表して、委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第1号の組織条例の一部改正ですが、現在、管理者権限に属する事務を処理するため、総務部、施設管理部、計画推進部、建設部の4部を置いております。このうちの、計画推進部と建設部が主体で行っている施設整備計画については、平成19年度に世田谷清掃工場の建替え工事が完了しますと、中間処理施設のプラント更新等の大きな計画が一段落いたします。今回の条例改正は、こうした段階的な事業の縮小に合わせ、施設整備計画の推進及び実施部門の「計画推進部」と「建設部」を統合の上、「施設建設部」とし、現在の4部から3部体制へと組織のスリム化を図るものであります。

次に、議案第2号の常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部改正ですが、常勤副管理者並びに収入役の給料月額につきましては、各区の厳しい財政状況や相次ぐ特別職の給与抑制などにかんがみ、平成16年3月分まで、約3%を引き下げる特例条例を施行中であり、今回、この適用期間を平成17年3月分まで、1年間の延長を図るものであります。

次に、議案第3号の非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正ですが、「地方公務員災害補償法の一部を改正する法律」の施行に伴い、条例を改正するものです。その内容は、公務災害補償保険給付を受けようとする者が虚偽の報告等を行った場合などに適用となる罰金の上限を、社会経済情勢の変化等を踏まえ、10万円から20万円に改めるものであります。

以上、議案第1号から議案第3号までの3議案について、審査の結果、いずれも全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

これをもって総務・事業委員会報告を終わります。

鹿浜 清議長 ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決いたします。本案は、総務・事業委員会の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第3号までの3議案は、総務・事業委員会の報告のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第4から追加日程第11までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

- |         |        |                                   |
|---------|--------|-----------------------------------|
| 追加日程第 4 | 議案第 4号 | 平成15年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第1号) |
| 追加日程第 5 | 議案第 5号 | 平成16年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算        |
| 追加日程第 6 | 議案第 6号 | 平成16年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について     |
| 追加日程第 7 | 議案第 7号 | 港清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について        |
| 追加日程第 8 | 議案第 8号 | 目黒清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について       |
| 追加日程第 9 | 議案第 9号 | 有明清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について       |
| 追加日程第10 | 議案第10号 | 新江東清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について      |
| 追加日程第11 | 議案第11号 | 江戸川清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について      |

鹿浜 清議長 本案については、委員会の審査報告書をお手元に配付のとおりであります。



財務委員会の審査結果について、報告を求めます。

堀江財務委員長。

堀江 達也財務委員長 ただいま議題となりました議案第4号、平成15年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第1号）から議案第11号、江戸川清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結についてまでの8議案について、財務委員会を代表いたしまして審査の結果についてご報告申し上げます。

まず議案第4号、平成15年度一般会計補正予算（第1号）ですが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ92億円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ791億1,400万円、13.2%の増とするものであります。

その主な内容は、決算時までを見通し、当初予算編成後に生じた歳入歳出の過不足を調整した上で、将来の各区の負担増を抑制するため、財政調整基金への積み立てを行うとともに、平成16年度に実施を予定していた国庫補助事業の一部を、国の要請に応じて今年度に前倒し計上するものであります。

また、繰越明許費を定めるほか、債務負担行為及び組合債の補正を行うものであります。

次に議案第5号、平成16年度一般会計予算ですが、予算総額は、歳入歳出それぞれ826億9,200万円で、前年度対比127億7,800万円の18.3%の増であります。増額の主な理由は、大井工場等のプラント更新工事の本格化や、世田谷工場の建設着工等による施設整備費の大幅な増、また、平成13年度に起債した組合債の元金償還の開始等による公債費の増によるものであります。

平成16年度の予算は、総額で大きく増加するものでありますが、各区の厳しい財政状況や、「中間処理のあり方に関する区長会の方針」の趣旨を踏まえ、大井清掃作業場の管理運営、足立工場灰溶融炉の運転管理及び清掃工場の業務の一部を民間に委託するなどにより、職員数の削減や所要経費の縮減が図られております。

次に議案第6号、平成16年度経費分担金についてですが、当組合理約第16条に基づき、分担金の総額を386億9,343万4,000円と定めるもので、所要経費の削減や基金の活用により、前年度に比べ6,600万円余、0.2%の減となっております。また、各区の分担金の算出

方法等についても定めるものであります。

次に議案第7号から議案第11号の飛灰搬出設備整備工事請負契約についてですが、港、目黒、有明、新江東及び江戸川の各清掃工場に、飛灰搬出設備を整備するもので、焼却灰を平成19年度までに全量溶融するため実施している施設整備の一環として、順次行っていく工事であります。

以上、議案第4号から議案第11号までの8議案について、審査の結果、いずれも全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

これをもって、財務委員会報告を終わります。

鹿浜 清議長 ご苦労さまでした。ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決いたします。

鹿浜 清議長 本案は、財務委員会の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第11号までの8議案は、財務委員会の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第12を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第12 平成15年陳情第1号 世田谷清掃工場建替え計画の見直しについての陳情 外2件

(平成15年陳情第2号 焼却炉解体に関する指針の作成並びに焼却炉の解体時の環境と作業の安全を監視する第三者機関を設けることを求める陳情)

(平成15年陳情第3号 東京二十三区清掃一部事務組合及び議会のあり方についての陳情)

鹿浜 清議長 本件については、委員会の審査報告書をお手元に配付のとおりであります。

総務・事務委員会の審査結果について、報告を求めます。

石島総務・事業委員長。

石島 秀起総務・事業委員長 ただいま議題となりました平成15年陳情第1号、世田谷清掃工場建替え計画の見直しについての陳情。平成15年陳情第2号、焼却炉解体に関する指針の作成並びに焼却炉の解体時の環境と作業の安全を監視する第三者機関を設けることを求める陳情、平成15年陳情第3号、東京二十三区清掃一部事務組合及び議会のあり方についての陳情について、総務・事業委員会を代表して、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本陳情3件は、平成15年第4回定例会において付託されたものであります。

12月25日開催の委員会では、各陳情について管理者側の参考意見を聴取いたしました。その主な内容ですが、平成15年陳情第1号については、可燃ごみの安定的な全量焼却体制と灰の全量溶融体制を確立するため、清掃工場の建替え、プラント更新などの施設整備を計画的に進める必要があり、世田谷清掃工場の建替えは、世田谷区発生のごみ量に加え、二十三区全体のごみを円滑かつ効率的に中間処理を実施するために必要不可欠である。

ガス化溶融炉については、外部の専門家による検討委員会を設置し、慎重に調査、検討及び評価をしていただき、施設のコンパクト性や経済性にすぐれ、環境保全にも配慮された技術であることから、世田谷清掃工場の建替えには、ガス化溶融炉が適した方式であるとの評価をいただいている。

また、国内では既に約30施設で稼働しているが、陳情者が指摘するようなガス漏れ、爆発などはなく、ダイオキシン、重金属等の有害物質の排出も法規制値を十分下回る値で運転されているとの報告がありました。

次に、平成15年陳情第2号については、第1項及び第2項の焼却炉の解体に伴うダイオキシン類のばく露防止については、国の「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」や「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」、東京都の「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」が定められており、これらの要綱はそれぞれ解体作業に当たって事前にその計画を所轄の労働基準監督署長や都知事に提出が義務づけられているが、当一組としては、要綱に定

める以上に解体工事中のダイオキシン類濃度測定を行うなどの自主対策を講じている。

第3項の新施設に関する地域住民との情報交換や情報公開については、これまでも環境影響評価手続上等の説明会など、諸手続の流れの中で、情報を提供し意見を伺うなど、住民の理解が得られるよう努めている。今後も、工事着工前の説明会開催や工程の節目節目に建設協議会を開催するなど、事業の進捗に合わせ、適時適切に情報を提供するとともに住民の意見や質問に答える機会をつくっていく。

第4項の責任ある窓口の設置については、所管課に専用電話を設置し、事業の問い合わせに対応している。また、内容によっては担当部署と協議し回答しているほか、業務全般にかかわる問い合わせについては総務課が対応に当たるなど、全庁協力体制のもと、責任ある対応に努めているとの報告がありました。

次に、平成15年陳情第3号については、第1項目の組合議会の議員に、各区議会の議長の職にある者を充てることの見直しについては、組合議会の議員として、予算、条例、契約等重要事項の審議をしていただくには、各区議会を代表する議長が最も適任であると考えている。

第2項目の経費負担のあり方については、各区分担金は、人口割に基づき算定している。これは、都区財政調整制度や地方交付税における清掃事業の経費算定が人口を測定単位としていることに基づくものである。ただし、分担金の算出方法と各区のごみ量が対応していないことは指摘されており、今後の検討課題となっている。また、ごみ質を基準に加えることについては、排出ごみの性状が毎回同じということではなく、極めて困難である。

組合債については、一般財源による負担の軽減を図るため、国庫補助金の活用とともに後年度負担できるよう組合債を発行している。なお、建設コストの縮減による組合債の抑制や、負担の平準化を図るための財政調整基金の積み立てなどの所要の措置を講じている。

契約の方法については、原則どおり競争入札を行っている。しかし、清掃工場については、仕様書どおりの性能が確保される必要があり、性能発注方式を採用している。この方式で発注した工場のオーバーホール等の工事は、建設したメーカーの特許権やノウハウがあり、しかも短期間で工事

を行う必要があることから、基本的に随意契約としている。

第3項目の清掃事業の責任所在の明確化と責任ある回答部署については、従来から、広報部門である総務課と事業を所管する担当課が責任ある対応に努めている。

第4項目の情報開示と参画の仕組みについては、情報公開条例に基づき適正に行われているとともに、工事説明会の開催、建設協議会の設置により、住民の意見は可能な限り、工場建設に反映するよう努めているとの報告がありました。

管理者側の参考意見を聴取した後、12月25日及び本日の2日間にわたり、各委員により質疑及び意見開陳を行い、採決をした結果、平成15年陳情第1号、第2号、第3号は、いずれも全員賛成により、陳情の趣旨に沿いかねるものであり、不採択とすることに決定した次第であります。

以上で総務・事業委員会報告を終わります。

鹿浜 清議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決いたします。本件は、総務・事業委員会の報告のとおり、不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 ご異議なしと認めます。よって、総務・事業委員会の報告のとおり、不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第14を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

#### 日程第14 運営委員会の閉会中の継続調査について

鹿浜 清議長 運営委員会の「継続調査申出書」を事務局長に朗読いたさせます。

金子事務局長 「継続調査申出書

本委員会において調査中の下記事項について、今定例会中に調査を終了することは困難であるので、閉会中も調査いたしたく、会議規則第72条の規定により申し出ます。

記

1、議会の運営連絡等について

平成16年2月26日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

運営委員長 秦 源彦

東京二十三区清掃一部事務組合議会

議長 鹿浜 清 様

」

鹿浜 清議長 お諮りいたします。運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

ここで副管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

志村副管理者。

志村 啓文副管理者 第1回定例会の閉会にあたりまして、お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案につきましては、慎重なご審議の上、いずれも原案どおりご議決を賜りまして、まことにありがとうございました。

ご審議の中でいただきましたご意見などに十分注意いたしまして、事業の適切な執行に努めてまいりたいと思っております。引き続き何とぞご指導をお願い申し上げます。

本日はまことにありがとうございました。管理者に成り代わり深く感謝を申し上げまして、私の発言を終わらせていただきます。

鹿浜 清議長 副管理者の発言は終わりました。

以上をもちまして、平成16年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

閉 会（午後4時09分）

会議録署名議員

議長 鹿 浜 清

議員 中 島 力

議員 出 羽 邦 夫